

埋蔵文化財協議書

住居表示が無い場合、地番を記入してください。

埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等のための発掘をしたいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定に基づく埋蔵文化財発掘の届出を、別添写しの通す。つきましては、埋蔵文化財の取扱い措置について、協議を依頼します。

日付(届出日) ○○年 ○○月 ○○日(文書番号 )

事業予定地(発掘地の地番) 国分寺市 戸倉一丁目6番1号

文書番号は、届出者側で管理番号がある場合にのみ記入して下さい。

協議者(事業者・代理人) ※いずれかに○  
住所 国分寺市 西元町一丁目13番10号  
氏名 国分寺 太郎 電話 042-325-0111

協議者は工事の状況を把握している方です。

受取方法 窓口・電子メール・FAX ※いずれかに○  
電子メールアドレス taro@kokubunji.xxxx  
FAX番号  
国分寺 次郎

協議者以外にいらっしゃる場合、ご担当者様名もお書きください。

指導内容(教育委員会の意見) ※市記入欄

- (1) 試掘調査 埋蔵文化財の有無を確認するため。
- (2) 確認調査 埋蔵文化財のより詳しい内容
- (3) 工事立会い ①立会い中に遺構等が確認された場合、掘削の深度が遺構面に達しない限り掘削を中止する。②過去の調査結果から、遺構等の希薄な地域である。③小規模工事のため。
- (4) 発掘調査 ①工事等により埋蔵文化財が掘削されるため。②盛土・工作物等の設置で、埋蔵文化財に影響を及ぼすため。③恒久的建築物・道路等を設置するため。④その他( )
- (5) 慎重工事 ①既に、発掘調査を実施した地域である。②既に、削平されている地域。③その他( )

届出書受理後、教育委員会では、届出書の内容と調査履歴などから、(1)～(5)のいずれかの内容を選択し、市教委の意見として、都教委に進達します。

協議合意日は、届出日からおおよそ1週間以内に、市から届出者に連絡し、協議書をお渡しする日をもって合意日とします。

協議合意日 年 月 日 ※市記入欄

備考 国分寺市教育委員会は、別途受理した届出の正本を、上記の内容の意見を付して東京都教育委員会へ進達します。本件について、都教育委員会より届出者に対して通知がありますので、その指示に従ってください。